

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する当社グループの基本的な考え方は、法令を遵守し、経営の公正かつ透明性の確保、迅速な意思決定及び業務執行が重要であり、その仕組みを確立することが常に社会から信頼を得るための基本的な要件と考えております。そして、経営の公正かつ透明性の確保、迅速な意思決定及び業務執行により、企業価値の向上を図り、その結果として、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの利益を循環的に拡大していくことをコーポレート・ガバナンスの指針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2(4) . 議決権電子行使・招集通知の英訳】

現在、当社の株主における海外投資家の比率が低いことから、招集通知の英訳は実施しておりません。今後、海外投資家の比率が上昇した時点で、招集通知の英訳を検討いたします。

また、議決権の電子行使については、議決権の行使比率が高いことから議決権電子行使プラットフォームを利用しておりませんが、今後、議決権の行使比率が低下した場合、導入を検討いたします。

【補充原則3-1(2) . 英語での情報の開示・提供】

現在、当社の株主における海外投資家の比率が低いことから、決算説明資料等の英語での情報提供は行っておりません。今後、海外投資家の比率が上昇した時点で、決算説明資料等の英語での情報提供を検討いたします。

【補充原則4-11(3) . 取締役会の実効性評価】

取締役会の実効性について、代表取締役が適宜取締役個別にヒアリングを実施し、取締役会の運営、議題内容などを分析評価しております。その結果に基づいて、取締役会の運営の改善に努めております。

上記結果の概要に係る開示については、今後の検討課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 . いわゆる政策保有株式】

現在、当社は政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

当社の政策保有株式に関する方針は、投資対象会社との関係強化を図り、当社グループの事業の成長が見込める場合、保有する方針であります。

【原則1-7 . 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、取締役会規程で取締役会の決議事項としており、取引内容の合理性、妥当性を確認して取締役会で決議しております。また、当社グループの全ての役員に対して、年次で関連当事者間取引の有無について確認する調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3-1 . 情報開示の充実】

(1) 経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページにて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ及び有価証券報告書にて開示しております。

(3) 取締役の報酬は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や各取締役の役職及び評価、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により決定しております。

(4) 社内取締役は、取締役としての役割・責務を適切に果たするために必要な知識・経験・能力・人望・実績等を考慮し、社外取締役は他社での経営経験、経営実績を考慮するほか、財務・会計、法律等の知見を有する人材を選任する方針です。

(5) 株主総会招集通知に取締役候補者の経歴及び社外役員候補者の選任理由を記載しております。

【補充原則4-1(1) . 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、会社法や定款で取締役会決議を要する事項以外の経営に関する重要な事項については、取締役会規程及び稟議規程等で金額等具体的な基準を設けて決裁権限を委譲しており、意思決定のスピードアップを図っております。

【原則4-8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役を3名選任しています。独立社外取締役3名は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、他社での経営経験、経営実績、財務・会計、法律等の知見に基づいて、当社経営に貴重な意見、助言を行っており、独立社外取締役としての役割・責務を十分果たしています。

【原則4-9 . 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を参考に独立性の基準を定めております。概要については当コーポレートガバナンス報告書で開示しております。

【補充原則4-11(1) . 取締役会の多様性と規模】

当社の取締役会は、的確かつ迅速な意思決定を行うとともに取締役の業務執行に対する監督が行えるよう取締役会全体としての知識・能力・経験のバランスに配慮し、適正な規模の取締役数で構成する方針としております。

【補充原則4-11(2) . 取締役の兼任状況】

当社の社内役員は、原則として、その役割と責務を適切に果たすために当社グループ以外の他の会社の役員を兼任しない方針としております。また、社外役員が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役会の決議を要することとし、当社グループ以外の会社の役員の兼任を合理的な範囲にとどめております。

また、取締役の他の会社との兼任状況は株主総会の事業報告で開示しております。

【補充原則4-11(3) . 取締役会の実効性評価】

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【補充原則4-14(2) . 取締役のトレーニング】

当社は、社外役員に対し、取締役に求められる役割と責務を十分に果たせるよう研修やセミナー等の受講を奨励し、受講に必要な費用を当社が負担しております。

また、新任社外役員に対しては、事業内容の説明、事業所の視察等の当社グループ事業への理解を深める機会を提供し、在任中も社外役員がその役割と責務を果たすために必要な情報等を提供していくこととしております。

【原則5-1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営管理本部をIR担当部署としIR担当者をおいております。株主からの面談等の申込みに対しては、当社本社での面談又は電話インタビューにより、可能な範囲で代表取締役及びIR担当者に対応すべく善処しております。

2 . 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アセットマネジメント	9,746,220	42.37
株式会社LIXIL	2,300,000	10.00
野村證券株式会社	1,775,900	7.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	963,900	4.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	269,300	1.17
福井コンピュータ従業員持株会	233,600	1.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	151,200	0.66
和田 昌彦	128,200	0.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	109,100	0.47
小森 吉晴	106,000	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3 . 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 勝	公認会計士											
品谷 篤哉	学者											
神田 輝生	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 勝	○	○	――	公認会計士として監査法人等での豊富な経験と知識を有しており、独立公正な立場から経営の監視を遂行いただくことで当社グループのガバナンス体制の強化と事業運営についての有益な助言や指導をいただけるものと考えております。 また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員に指定しております。

品谷 篤哉	○	○	——	会社法、金融商品取引法等を中心に研究され、様々な大学で教鞭をとられた豊富な経験と幅広い知識を有しております。こうした経験を活かして、当社グループのガバナンス体制の強化においても公正な立場から助言をいただけるものと考えております。 また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員に指定しております。
神田 輝生	○	○	——	法的な観点等から、取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるとともに、若い世代であり、新しい世代の視点から今後における当社の経営に助言をいただけるものと考えております。 また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	あり
----------------------------	----	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項	更新
--------------------------------	----

監査等委員会の求めがある場合、監査等委員会を補助すべき取締役を置くものとします。監査等委員会の職務は監査室において補助します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会は、監査室に対して監査等委員会の監査方針および監査計画を示すとともに、監査室より内部監査計画、個別の内部監査結果等について報告を受けるほか、監査室との緊密な連携を図り、当社グループの効果的な監査が実施可能な体制を構築してまいります。

また、会計監査人と監査等委員会は定期的な会合を設け、意見交換、情報交換を通じて、相互連携を図ってまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	更新	なし
----------------------------	----	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	3名
---------	----	----

その他独立役員に関する事項

「独立役員の独立性基準」

当社は、一般株主保護のため、当社における独立役員の独立性基準を以下のとおり定め、当該基準に照らして独立性を確保できる者の中から独立役員を指定いたします。

1. 当社グループ(当社及び当社連結子会社)の業務執行者(注1)である者、又は過去10年において業務執行者であった者ではないこと
2. 本人が、現在又は過去3年間に於いて、以下のいずれにも該当していないこと
 - (1) 当社グループの主要な取引先(注2)の業務執行者

- (2) 当社グループの主要な借入先(注3)の業務執行者
 (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者)
 (4) 当社グループとの間で、社外役員の相互就任(注5)の関係にある会社の出身者
 (5) 当社グループから多額の寄付(注6)を受け取っている者(法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)
 3. 配偶者及び二親等内の親族が、上記1.及び2.に該当していないこと

注1:「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。
 2:「主要な取引先」とは、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた取引先、もしくは当社グループの直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行った取引先をいう。
 3:「主要な借入先」とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入れを行っている金融機関をいう。
 4:「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の合計が事業年度につき1,000万円以上となるものをいう。
 5:「社外役員の相互就任」とは、当社グループの出身者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社の出身者を当社の社外役員として迎え入れることをいう。
 6:「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円、又は当該組織の年間総費用の30%のいずれかが大きい額を超える支払いをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬(賞与含む)については、株主総会で承認されている範囲内で、経営環境・会社業績・個人業績等を考慮し支給額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2018年3月期における当社の役員に対する報酬は、総額98百万円であります。報酬の内訳は、取締役に対する報酬85百万円(うち社外取締役に対する報酬4百万円)、監査役に対する報酬13百万円(うち社外監査役に対する報酬4百万円)であります。
 なお、取締役の報酬限度額は、2006年6月24日開催の第27期定時株主総会において、年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第13期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や各取締役の役職及び評価、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により決定しております。
 2018年6月22日開催の第39期定時株主総会で決議された報酬限度額は、監査等委員でない取締役については年額総額450百万円、監査等委員である取締役については年額総額50百万円となっております。社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

【社外取締役のサポート体制】

更新

社外取締役からの意見および指摘事項に対しては、経営管理本部並びに監査室が連携して適切に対応しております。取締役会の開催に際しては、原則として開催日の3日前に議案の内容を取締役会事務局である経営管理本部または当該議案の担当取締役が社外取締役に対して事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

【現状の体制の概要】

当社は、監査等委員会等設置会社であり、監査等委員ではない取締役5名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成しており

ます。

定例取締役会は毎月1回開催しており、重要事項の審議及び決定、業績の状況確認及び対策の議論等を行っております。また、経営判断に関わる重要な事項が発生した場合は、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

【監査監督の方法】

内部監査については、社長の直轄部門の監査室に1名の担当者を配置し、当社の各部門、子会社を対象に監査計画に基づく会計監査及び業務監査を実施しております。監査等委員会監査については、監査等委員である取締役3名が取締役会等の重要な会議への出席、取締役からの事業報告の聴取及び子会社に対する会計監査、重要な文書・帳票等の閲覧、会計監査人の監査方法が相当であるかの監査、監査室との定例会議等の監査活動により、業務執行状況全般を監視しており、監査結果は取締役会に対し文書または口頭で報告、必要に応じて助言または是正の勧告を行う場合もあります。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、期末に偏ることなく、期中においても適宜監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は高村藤貴と中村剛の両氏であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査等委員会設置会社であります。これは、業務執行取締役に対する重要な業務執行の決定の委任を進めることで、より迅速な意思決定を実現し、経営の効率性を高めるとともに、取締役会は本来の機能である経営方針および重要な業務執行の意思決定と取締役の職務の執行に対する監督を行うこと、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化ならびに企業価値の向上を図ることを目的としております。また、当社の監査等委員ではない取締役は5名、監査等委員である取締役は3名、うち社外取締役3名構成することにより、外部からの経営監視機能は十分有効であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	「開催日の2週間前」という法定期限より早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご参加いただけるよう株主総会集中日を回避して開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の開催を目途として、決算内容の説明を中心に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するページ(URL: http://hd.fukuicompu.co.jp/ir/index.php)において、決算開示資料、適時開示情報、電子公告、会社説明会資料、業績推移、月次売上報告等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部をIR担当部署としIR担当者をおいております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス行動指針」等の中で規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス行動指針」等の中で規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践することを目的とし、リスクコンプラ委員会を設置する。委員会では、「コンプライアンス規程」に基づき、社員に対する法律遵守意識、倫理意識の普及、啓発を推進する。
当社の取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システム構築に関する基本方針について決定するとともに、定期的に見直しを行い、課題の改善に努める。
当社の監査等委員会は、監査室及び会計監査人と連携を図りながら、内部統制システムの運用において、特に法令及び定款上問題がないかを監査する。
また、当社グループは通報制度を設け、当社グループの取締役及び使用人が法令違反行為を発見した場合は、速やかに当社総務部、監査室等に通報することを定める。会社は、匿名の通報も受け付けるものとし、通報者のプライバシーに十分配慮する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会等の重要な会議の意思決定に関する情報、取締役決裁その他重要な決裁に関する情報を記録、保存、管理し、必要に応じて関係者が閲覧できる体制をとる。
また、当社の情報資産を、故意、偶然の区別なく、改ざん、破壊、漏洩から保護すべく、その管理策をまとめた「情報セキュリティポリシー」を策定し、情報セキュリティの維持に努める。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは、企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に防止する策を講じるとともに、万一重大事象が発生した場合に会社が被る損失又は不利益を最小化する体制の構築を目的に「リスク管理規程」を作成する。また、「リスク管理規程」に基づき、リスクの洗い出し、評価、予防策の検討等を行うことを目的にリスクコンプラ委員会を設置する。
当社グループの取締役及び使用人は、リスクの発生及び予測されるリスクに重要な変化があった場合、リスクコンプラ委員会に通知することを定める。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループは、迅速かつ効率的な経営が行われるよう持株会社体制を採用する。
当社及び各子会社は、取締役の業務執行状況の監督及び確認について、定例の取締役会において、重要事項の審議及び決定等と合わせて行う。
- (5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループは、当社の取締役が各子会社の取締役を兼務し、グループ各社の取締役会において事業の進捗状況及び重要事項の報告や協議を実施する。
また、当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営に対して適切な管理を行う。
子会社に対しては、監査室が必要の都度会計及び業務に関して監査を実施するとともに、監査等委員会も必要に応じて監査を行うこととする。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の求めがある場合、監査等委員会を補助すべき取締役を置くものとする。監査等委員会の職務は監査室において補助する。
- (7) 前項の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会より監査業務を求められた使用人は、求められた業務について、取締役、監査室長の管轄外とし、指揮命令を受けないこととする。
当該使用人の異動等の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議して決定することとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社を除く当社グループの取締役及び使用人は、会社の目的の範囲外となる行為、その他法令又は定款に違反する行為により、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、法令及び「監査等委員会規程」並びに「監査等委員会監査等規程」に基づき、直ちに監査等委員会に報告する。
監査等委員は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要がある場合は取締役及び使用人に説明を求めることとする。
監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
当社は、当社監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に際し法令に基づいて費用の支出又は弁済を求めたときは、これを速やかに処理することとする。また、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担するものとする。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、監査室及び会計監査人と情報交換や意見交換を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求等をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社グループは「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、当社グループの役職員が反社会的勢力に対し適切な行動をとれるようその対応を規定する。各部署で反社会的勢力からの接触や不当な要求を受けた場合には、直ちに統括責任部署である当社総務部に報告することとし、総務部

では必要に応じて警察や弁護士等専門家のアドバイスを得ながら対応することとする。個人での接触を避け組織的な対応を行うことで、反社会的勢力の介入を回避しており、総務部においては、情報収集・研鑽の中心となって各部署に適宜情報を提供するなどして、会社全体での反社会的勢力への対応力向上に努めることとする。

なお、取引先(主に当社製品の販売を行う販売店等)についても、取引開始時に信用調査を行う際には現地に赴いての訪問調査を行い、悪い風評の発生状況等についても確認し反社会的勢力に該当しないかをチェックすることとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス強化に向けて、社外取締役を選任しております。今後も引き続き、内部統制の充実と実効性を高めることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

当社の適時開示体制の概要は次のとおりであります。

1. 当社の会社情報の適時開示に係る基本方針

(1) 情報の開示について

当社は株主を含む一般投資家、機関投資家、アナリストの皆様に対し、迅速で公平、かつ正確でわかりやすい企業情報の発信に努めてまいります。また、一部の特定の方に対し、特定の情報をお伝えすることはいたしません。

お伝えする情報とは以下のとおりです。

- ・決算関連情報(四半期、半期、通期決算)
- ・その他適時開示事項

なお、開示方法は証券取引法及び株式会社東京証券取引所などの定める適時開示等に関する規則により、当社のホームページにも適時掲載いたします。

(2) 業績予想および将来の予測について

当社は、四半期ごとの詳細な業績の開示を行うことにより、皆様の便宜を図ることを心がけてまいります。

当社の発表する業績予測などの将来の予測に関するものは、発表時点での予測であり、その内容を保証するものではありません。また当社は、第三者によるいかなる当社業績予測を支持することも致しません。

(3) 証券アナリストや機関投資家の方々とのミーティングにおける開示情報について

当社が行う証券アナリストや機関投資家の方々とのミーティングで発表される情報は、既に決算発表などで公開された事実か周知の事実、あるいは一般的なビジネス環境などに限られます。未公開の「重要事実」などについては、当社は一切言及いたしません。

(4) 会社情報の適時開示の方法

会社法及び証券取引法等における法律に定められた会社情報の開示については、法令に定められた方法にて適正に行います。また、適時開示規則に該当する会社情報の適時開示は、同規則に従い、株式会社東京証券取引所への事前説明後、同取引所の提供する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」へ登録し、速やかに報道機関に同一情報を提供いたします。また、TDnetへの掲載確認後、当社ウェブサイトにおいて速やかに当該情報の掲載を行うことといたします。

2. 適時開示に係る社内情報管理体制について

(1) 内部情報の管理責任者として、取締役会の決議により、情報取扱責任者を設置し、また各部門長を当該部門の情報を管理する責任者(以下 情報管理責任者)としております。

(2) 情報管理責任者は、重要事実が発生した場合、速やかに情報取扱責任者に報告するとともに、情報の社内外への漏洩防止に努めます。

(3) 情報取扱責任者は、把握した情報について社長その他必要と認めた者と協議し、「適時開示規則」に定められた開示事項(以下 適時開示情報)に該当するか否かの判断をいたします。

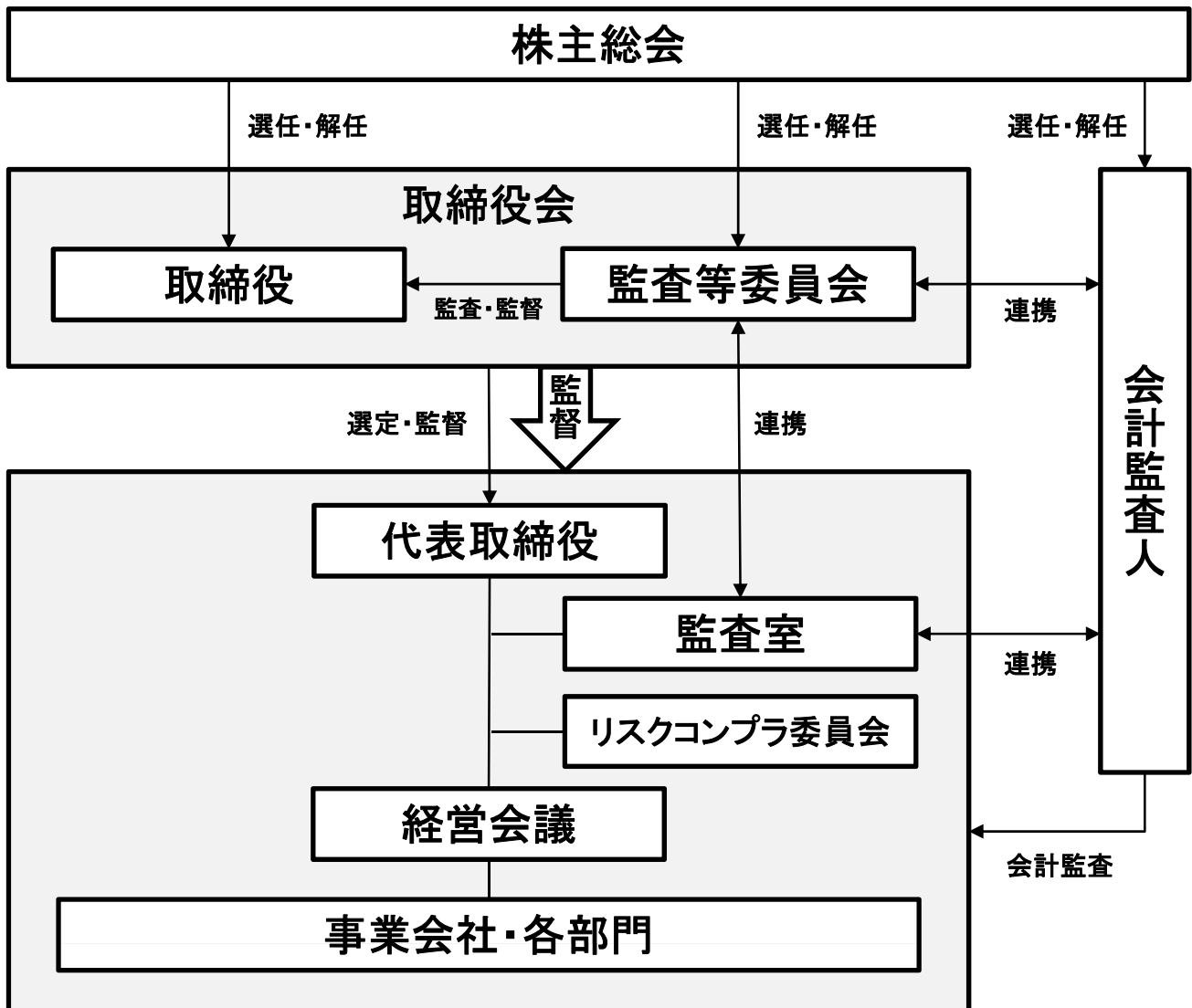
(4) 情報取扱責任者は、適時開示情報に該当すると判断された情報について、内部情報管理を徹底し、適切な時期及び方法により開示いたします。

(5) 適時開示情報は、原則として取締役会の承認を持って開示することとしております。なお、発生事実について緊急を要する場合には、取締役会の決議を待たず速やかに開示することとしております。

(6) 適時開示情報に該当しない情報のうち開示することが有益と判断した情報(PＲ情報)は、積極的に開示することとしております。

(7) 情報開示にあたり、取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)により開示した後、当社ホームページにおいても速やかに開示することとしております。

コーポレートガバナンス体制図



当社における適時開示体制の概要を模式図で示すと次のとおりであります。

